運　営　規　程

事　業　所　名　　㈱つくしんぼ
事業の種類　　訪問介護

1.　事業の目的、運営方針

この事業は、介護保険法ほか関係諸法による訪問介護サービスを提供することにより、その利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的とする。

又、訪問介護サービスの実施にあたり、利用者の立場に立って、関係市町村、地域の保健・医療・福祉等との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

2.　名称及び設置場所

(1)　名称は、「㈱つくしんぼ」と称する。
(2)　設置場所は、長野県岡谷市長地出早三丁目５番８－１号

3.　管理者及び従業者の職種、員数

常勤の管理者１名・常勤のサービス提供責任者を１名、ホームヘルパー２、５名以上を配置する。

ただし、必要に応じて職員を増減又は臨時の職員を置く事が出来る。

4.　管理者・サービス提供責任者、及び従業者の職務内容

管理者は、関係法令及び監督官庁の指示に従い、所属従業者を指導管理して関係機関との連携を図り、適正な訪問介護サービス事業が行なわれるよう統括する。

サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成し、利用者等にその内容を説明する他、訪問介護利用の申し込みに係る調整、従業者への技術指導等サービス内容の管理等を行なう。

従業者は、管理者・サービス提供責任者の命を受け、利用者の立場に立った訪問介護サービス事業に従事する。

5.　営業日及び営業時間

営 業 日　　月曜日～日曜日（ただし、市町村等の行事等により、交通規制がある場合、訪問中止、若しくは、訪問変更させていただく）
営業時間　　８：３０～１７：００
サービス提供時間　２４時間

６．サービス内容

(1)　身体介護

(2)　生活援助

７．利用料

介護報酬の告示上の額とする

８．その他の費用

通常の事業地域を越えた場合の交通費の実費

2㎞迄200円、1㎞超える毎に50円、（ただし、1000円を上限とする）

訪問予定日の前日１７時までにキャンセルの連絡がない場合、訪問後に、キャンセル依頼があった場合に対し、介護報酬の１０割を徴収（ただし、体調の急変等やむを得ない場合は除く）

第７．８項にあたっては、予め利用者に対し、当該サービス費用について、利用者等に説明を行い、同意を得るものとする。

また、費用の支払いを受けた場合、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者等に交付するものとする。

９．通常の事業の実施地域

諏訪市（後山、湖南を除く）、茅野市（米沢、豊平、泉野、金沢、湖東、北山を除く）、岡谷市

１０．緊急時等の対応

訪問介護員等は、現に介護の提供を実施しているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等必要な措置を講ずる。

１１．苦情解決

事業所は、提供した指定訪問介護等に関する利用者等及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置するものとする。

事業所は苦情を受け付けた場合には、その苦情内容を記録するものとする。

提供した指定訪問介護等に関し、長野県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は長野県知事及び市町村長から指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんに出来る限り協力するものとする。

＊苦情受付窓口：横山　和代、　　市町村役場、ケアマネージャー

＊苦情対応責任者：早出　治美

１２．個人情報の保護

事業所はその業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱いするものとする。

事業所の従業員はその業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

事業所の従業員であったものに、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、事業所の従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を事業所の従業者との雇用契約の内容とする。

事業所は他の指定訪問介護事業者に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は予め文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

１３．虐待防止に関する事項

事業者は利用者への虐待の防止、差別の禁止、その他人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。

（１） 虐待防止責任者の選定及び設置
（２） 成年後見制度の利用支援
（３） 苦情解決体制の整備
（４） 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施
（５） 介護相談員を受け入れる
（６） サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する
（７） 虐待防止委員会の設置・委員会での検討結果の従業員への周知徹底

＊虐待防止責任者：早出　治美

１４．身体拘束の禁止

事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又はたの利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

２　事業所は、やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

3　事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次に揚げる措置を講ずるものとする。

（1）身体拘束等の適正化のための指針の整備
（2）従業者に対する身体拘束適正化のための研修の実施
（3）身体拘束適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

１４．事故発生時の対応

（１）事業者の提供により事故が発生した時は、直ちに市町村、県及び当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

（２）事業所の提供により賠償すべき事故が発生した時は、速やかに損害を賠償するものとする。

附則

この規程は令和４年１１月１日から施行する。

この規程は令和７年1月１５日から施行する。

この規程は令和７年１１月１５日から施行する。